

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【会社名】	理研コランダム株式会社
【英訳名】	Riken Corundum Company Limited.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下村 洋喜
【本店の所在の場所】	埼玉県鴻巣市宮前547-1
【電話番号】	048(596)4411(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 石川 和男
【最寄りの連絡場所】	埼玉県鴻巣市宮前547-1
【電話番号】	048(596)4411(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 石川 和男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年3月25日開催の当社第117回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更事業目的について変更を行う。

会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款の一部変更を行う。

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨を第23条として新設する。

剰余金の配当等を取締役会決議によって行えるよう変更および新設を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として下村洋喜、北澤雄二、江口真一、雨貝昇、細井雅弘、石川和男、岡本二郎を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、本多正明、長崎俊樹、新井田哲也を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、加藤賢治を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額144百万円以内(うち社外取締役15百万円以内)と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額24百万円以内と定める。

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈、ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会の終結の時をもって取締役を退任する杉浦順、新海幹夫に対し、退職慰労金を贈呈する。

また、役員退職慰労金制度廃止に伴い、下村洋喜、北澤雄二に対し、役員退職慰労金を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	6,372	231	0	(注)1	可決 (96.50%)
第2号議案	6,372	231	0	(注)2	可決 (96.50%)
第3号議案					
下村 洋喜	6,370	233	0	(注)3	可決 (99.47%)
北澤 雄二	6,371	232	0	(注)3	可決 (96.48%)
江口 真一	6,369	234	0	(注)3	可決 (96.45%)
雨貝 昇	6,369	234	0	(注)3	可決 (96.45%)
細井 雅弘	6,368	235	0	(注)3	可決 (96.44%)
石川 和男	6,368	235	0	(注)3	可決 (96.44%)
岡本 二郎	6,369	234	0	(注)3	可決 (96.45%)
第4号議案					
本多 正明	6,600	3	0	(注)3	可決 (99.95%)
長崎 俊樹	6,601	2	0	(注)3	可決 (99.96%)
新井田 哲也	6,365	238	0	(注)3	可決 (96.39%)
第5号議案	6,365	238	0	(注)1	可決 (96.39%)
第6号議案	6,365	238	0	(注)1	可決 (96.39%)
第7号議案	6,367	236	0	(注)1	可決 (96.42%)
第8号議案	6,595	8	0	(注)1	可決 (99.87%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上